

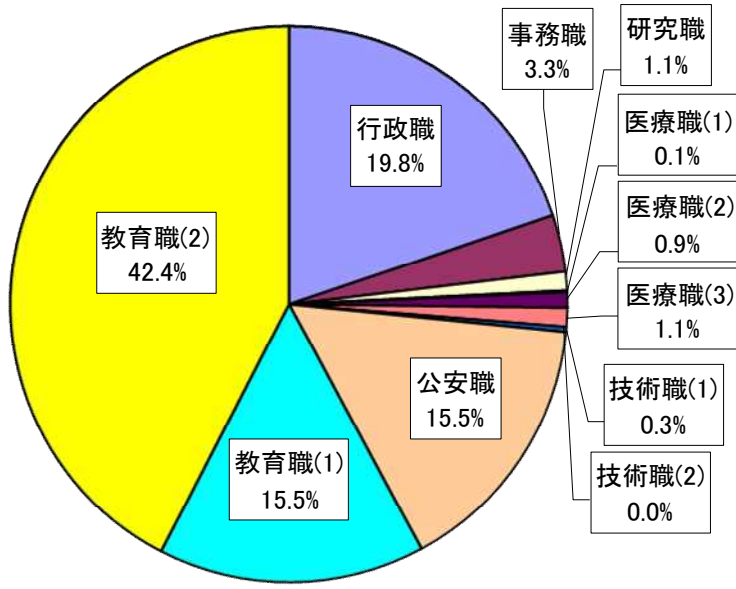
給与勧告の仕組みと今回の勧告のポイント

- ① 給与勧告の対象職員 1
- ② 給与勧告の手順 2
- ③ 今回の給与改定 3

令和2(2020)年11月
栃木県人事委員会

① 給与勧告の対象職員

令和2(2020)年4月1日現在の給与勧告対象職員(再任用職員及び休職者等を除く。)は21,807人(平均年齢は42.4歳)であり、このうち、民間給与との比較を行っている行政職員(注)は、4,889人(平均年齢43.3歳)で、全体の22.4%となっています。
 また、教育職給料表適用職員については、57.9%と全体の半数以上を占めています。



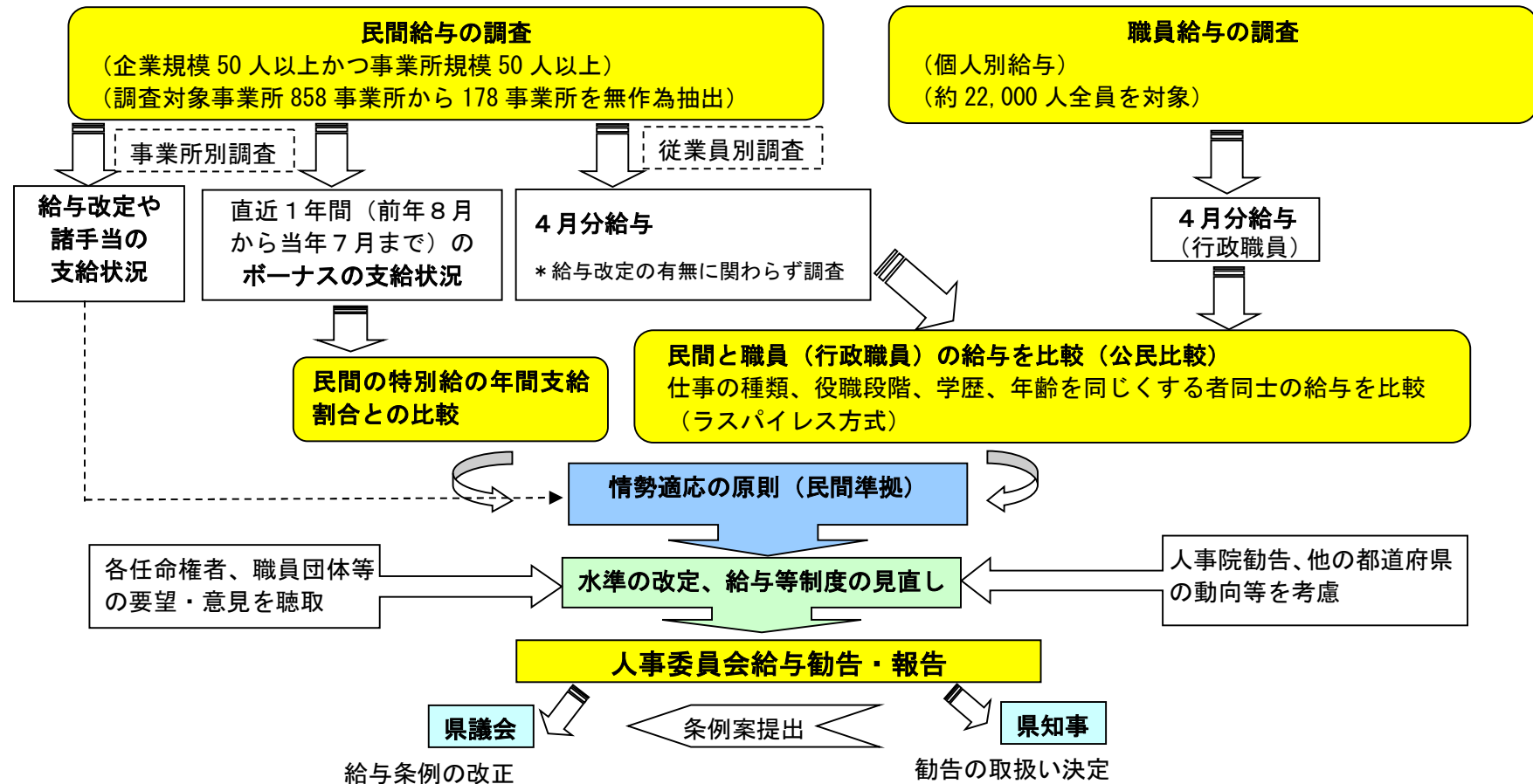
給料表	職員の例	職員数	平均年齢
		人	歳
行政職給料表	一般行政職員	4,308	42.8
事務職給料表	小・中・高校等の事務職員	723	43.0
研究職給料表	研究員	248	42.5
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	25	46.3
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士等	186	42.9
医療職給料表(3)	保健師、看護師	243	42.8
技術職給料表(1)	学校栄養士	63	35.6
技術職給料表(2)	学校看護師	1	x
公安職給料表	警察官	3,377	37.7
教育職給料表(1)	高校、特別支援学校の教員	3,379	44.4
教育職給料表(2)	小・中学校、義務教育学校の教員	9,254	43.2
計		21,807	42.4

(注) 行政職員とは、行政職給料表及び事務職給料表の適用を受ける職員(5,031人)のうち、国家公務員の福祉職俸給表の適用を受ける者に相当する職員(28人)及び令和2(2020)年4月1日付け新規学卒の採用者(114人)を除いたもの

② 給与勧告の手順

栃木県人事委員会では、職員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容等を踏まえて、勧告を行っています。

また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 今回の給与改定

1 期末手当・勤勉手当

民間の年間支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、4.45月に改定（現行4.50月）
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

2 実施時期

この勧告を実施するための条例の公布日から実施

（参考）近年の実施状況

	特別給（ボーナス）		月例給	行政職員の平均年間給与	
	年間支給月数	対前年比増減	改定率	増減額	率
平成22(2010)年	3.95月	▲0.20月	▲0.28%	▲10.0万円	▲1.6%
平成23(2011)年	3.95月	—	▲0.30%	▲1.9万円	▲0.3%
平成24(2012)年	3.95月	—	勧告なし(注1)	—	—
平成25(2013)年	3.95月	—	勧告なし(注1)	—	—
平成26(2014)年	4.10月	0.15月	0.21%	7.3万円	1.2%
平成27(2015)年	4.20月	0.10月	0.47%	6.9万円	1.1%
平成28(2016)年	4.30月	0.10月	0.27%	5.6万円	0.9%
平成29(2017)年	4.40月	0.10月	0.13%	4.7万円	0.8%
平成30(2018)年	4.45月	0.05月	0.20%	3.2万円	0.5%
令和元(2019)年	4.50月	0.05月	0.09%	2.5万円	0.4%
令和2(2020)年	4.45月	▲0.05月	(別途勧告等予定)	▲2.0万円(注2)	▲0.3%(注2)

(注) 1 平成24(2012)年及び平成25(2013)年においては、給与水準改定以外の勧告あり。

2 令和2(2020)年における「行政職員の平均年間給与」は特別給の勧告分を示したものの。